

防火対象物（事業所等）の関係者の皆さまへ

消防用設備等の点検報告制度（消防法第17条の3の3）

維持台帳の整備が必要です

防火対象物の関係者は、消火器、自動火災報知設備などの消防用設備等を点検し、その結果を定期的に消防署長に報告（※1）することが義務付けられています。

また、消防用設備等の点検を行った結果は、消防法施行規則第31条の6第3項に規定する維持台帳（※2）に結果を記録し保存しなければなりません。

なお、維持台帳は、消防の立入検査時等で提示を求めることがありますので確実な記録・管理をお願いいたします。

※1 定期的に消防署長に報告

消防用設備等を点検した結果は、1年に1回又は3年に1回ごとに報告することが義務付けられています。

報告期間は、建物の用途により異なりますので、お問い合わせください。

※2 維持台帳とは…(次のものを編冊したもの)

- ・ 消防用設備等設置届出書(写し)
- ・ 工事整備対象設備等着工届出書(写し)
- ・ 消防用設備等検査済証
- ・ 消防用設備等点検結果報告書(写し)
- ・ 消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- ・ その他維持管理に必要な書類

甲府地区広域行政事務組合消防本部

- 予 防 課 査察企画係 TEL 055-222-1291（甲府市伊勢三丁目8番23号）
- 中央消防署 査察係 TEL 055-254-9119（甲府市丸の内一丁目1番19号）
- 南消防署 査察係 TEL 055-233-1499（甲府市伊勢三丁目8番23号）
- 西消防署 査察係 TEL 055-276-3825（甲斐市竜王3314番地1）

防火対象物（事業所等）の関係者の皆さまへ

防火対象物点検報告制度（消防法第8条の2の2）

防火管理維持台帳の整備が必要です

法令で定める建物（※1）の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検をさせ、その結果を定期的に消防署長に報告（※2）することが義務付けられています。

また、防火対象物の点検を行った結果は、消防法施行規則第4条の2の4第2項に規定する防火管理維持台帳（※3）に記録し保存しなければなりません。

なお、防火管理維持台帳は、消防の立入検査時等で提示を求められることがありますので適正な管理をお願いいたします。

※1 法令で定める建物・・・(消防法施行令第4条の2の2に規定する建物)

対象となる建物は、次のとおりです。

- ① 特定用途(百貨店、遊技場、映画館、病院、老人福祉施設等)の建物で収容人員が300人以上のもの
- ② 収容人員が30人以上(老人短期入所施設等は10人以上)の建物で次の要件に該当するもの
 - ア 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの
 - イ 直通階段が屋内に一つしかないもの

※2 定期的に消防署長に報告

点検した結果は、1年に1回報告することが義務付けられています。

※ 点検及び報告は特例制度により免除できる場合があります。

※ 詳しくはお問い合わせください。

※3 防火管理維持台帳とは…(次のものを編冊したもの)

- ・ 甲種防火管理再講習の修了証(写し)
- ・ 消防計画作成(変更)届出書、防火管理者選任(解任)届出書、全体についての消防計画作成(変更)届出書、統括防火管理者選任(解任)届出書、自衛消防組織設置(変更)届出書(写し)
- ・ 防火対象物点検結果報告書(写し)
- ・ 防火対象物点検の特例申請書(写し)
- ・ 上記特例の認定通知書又は不認定通知書
- ・ 消防用設備等設置届出書(写し)
- ・ 消防用設備等検査済証
- ・ 消防用設備等点検結果報告書(写し)
- ・ 防火管理に係る消防計画に基づき実施される、自主検査の状況等を記載した書類
- ・ 消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- ・ その他防火管理上必要な書類

甲府地区広域行政事務組合消防本部

- 予 防 課 査察企画係 TEL 055-222-1291 (甲府市伊勢三丁目 8 番 23 号)
- 中央消防署 査察係 TEL 055-254-9119 (甲府市丸の内一丁目 1 番 19 号)
- 南消防署 査察係 TEL 055-233-1499 (甲府市伊勢三丁目 8 番 23 号)
- 西消防署 査察係 TEL 055-276-3825 (甲斐市竜王 3314 番地 1)